

講義・演習概要 (シラバス)

第3部課程第104期 (平成25年7月2日～7月25日)

課 目 名	行政法をめぐる最近のと判例の動向課題
時 限 数	4 時限
担 当 講 師	一橋大学法学研究科准教授 薄井一成 ＜プロフィール＞ 2000 年 一橋大学法学研究科博士課程修了 2001 年 4 月～2005 年 12 月 一橋大学法学研究科専任講師 2006 年 1 月～2007 年 3 月 一橋大学法学研究科助教授 2007 年 4 月～現職 2004 年 4 月～2005 年 3 月 関東学院大文学部 非常勤講師 2005 年 4 月～2006 年 3 月 東京女子大学文理学部 非常勤講師 2006 年 4 月～2007 年 3 月 駒澤大学法学部 非常勤講師 2006 年 9 月～2007 年 3 月 山形大学人文学部 非常勤講師
ね ら い	行政法は、行政活動に対する授権と統制に関する法規を対象とするものである。本講義では、行政法上の最近の話題(改正のポイント、判例等)について理解することをねらいとする。
講 義 概 要	第1回：行政手続法の制定（1993 年）により事前の行政手続法制が一定の水準をえたことや行政事件訴訟法の改正（2004 年）により国民の権利利益の実効的な救済手続の整備という観点から行政訴訟手続が整備されたことから、行政不服審査法制の改革が政治課題に上っている。現行行政不服審査法の問題点を取り上げ、改革の方向を模索する。 第2回：東京電力福島第一原子力発電所事故から2年余りが経過し、環境省に原子力規制委員会が設置された。2000 年にエネルギー供給企業と結んだ合意を法制化し（2002 年）、脱原発の方向へいち早く舵をきったドイツにおける原子力発電所の安全規制に係る法制度と比較対照しながら、日本における改正の可否を検討する。
受講上の注意	・ 関連法ないし関連事項に関する基本文献を一読しておくことが望ましい。
使 用 教 材	・ 講義レジュメ
効 果 測 定	なし
そ の 他 (他の課目との関連)	なし